



報告資料6

医師の働き方改革に係る特例水準の指定について

1. 概要

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置の推進**
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在の是正**

国民の理解と協力に基づく**適切な受診の推進**

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理の推進**

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、**法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) **法改正で対応**

地域医療等の確保
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

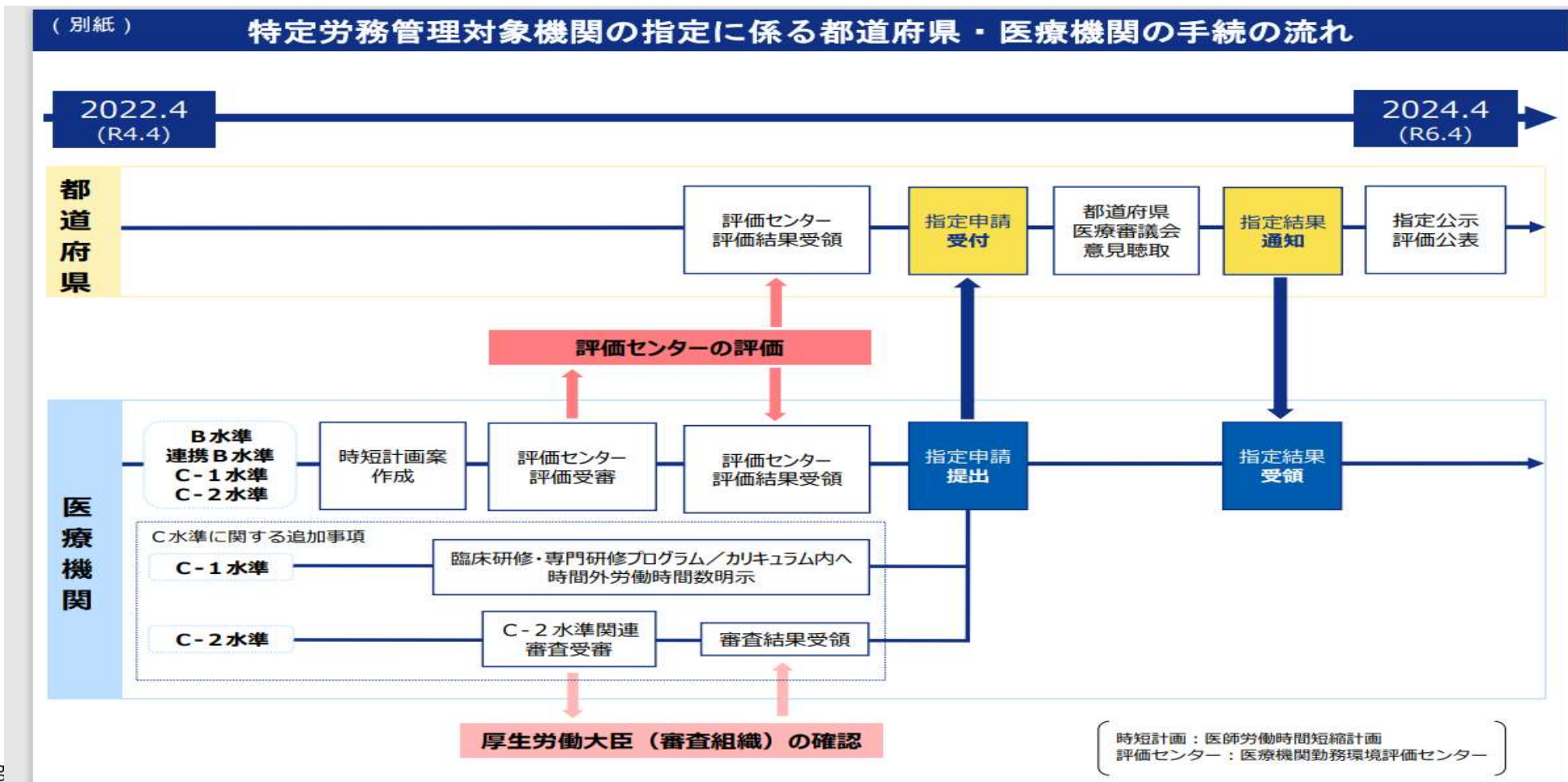
医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)				
C-2 (高度技能の修得研修)	1,860時間			

医師の健康確保

- 面接指導**
健康状態を医師がチェック
- 休息時間の確保**
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

2. 指定水準のフロー図

令和4年度 第1回 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議

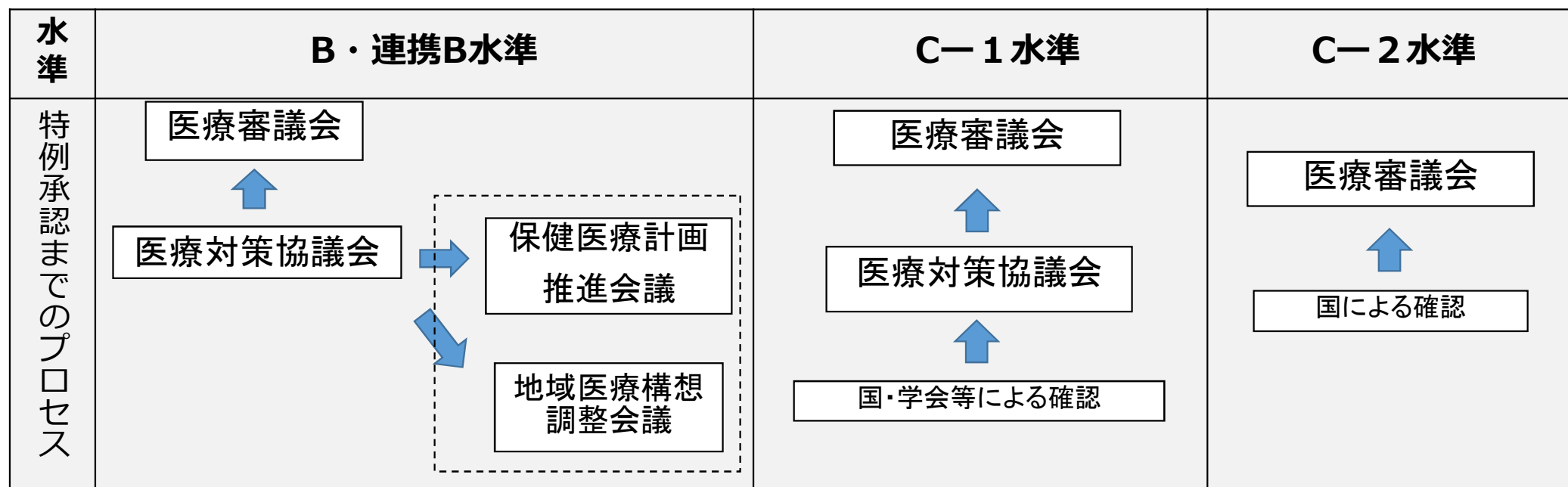


3. 地域の医療関係者との協議

- 医療法第113条により、都道府県が指定をするに当たっては、あらかじめ、**医療審議会の意見を聴かなければならない**とされている。（令和3年5月28日改正）
- また、国の検討会において、医療審議会の意見を聴く際には、**地域医療対策医療対策協議会や地域医療構想調整会議との議論の整合性を図ることが推奨されている。**
- そのため、医療審議会への意見聴取の前段として、**医療対策協議会において議論を行い、併せて地域医療構想調整会議への共有も図っていくこととしたい。**

4. 検討体制

- 特例水準ごとに、医療審議会への諮問のプロセスを個別に設定する。



R4	R5 (申請受付、会議のスケジュール等は早まる可能性あり)															
11,12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		第1回申請受付(早くて2月～)									第2回申請受付					
			医対協、 保医推、 医療審			医対協	保医推		医対協、 保医推	医療審				医対協、 保医推	医療審	

説明は以上です。